平成２６年（フ）第２１号
神戸市東灘区御影中町８丁目３番地の１セント中御影401号
破産者　ナナン株式会社
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０８号
岡山市北区栢谷1453番地の２
破産者　株式会社乃利武
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８号
福岡県柳川市上宮永町字石橋921番地15
破産者　福丸株式会社
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
北海道士別市朝日町中央4022番地
破産者　朝日大岡産業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
高知市鏡的渕76番地
破産者　有限会社山﨑土木工業
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７１号
大分市大字一尺屋2465番地
破産者　有限会社一栄建設
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第２８号
栃木県小山市大字犬塚129番地16
破産者　株式会社ツムラ商事
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２１０７号
横浜市泉区上飯田町2447番地１
破産者　株式会社横浜高建
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８３１号
最後の住所大阪府箕面市石丸２丁目１番31号、開始決定時の住所大阪府吹田市桃山台５丁目４番１―204号
破産者　被相続人亡山本喜代美相続財産
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４２１号
広島市西区横川町２丁目５番15号
破産者　株式会社福本商会
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０号
横浜市旭区上白根町1001番地１
破産者　有限会社ケイアンドエム
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０号
神奈川県藤沢市大鋸２丁目７番10号
破産者　浅見電業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２号
愛知県一宮市小信中島字西九反１番地１
破産者　奥田　博幸
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９４３号
京都市上京区寺之内通千本東入２丁目下る姥ケ北町791番地
破産者　株式会社西陣あさぎ
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０７号
京都府宇治市槇島町目川56番地の１
破産者　株式会社河田製作所
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
奈良市東九条町566番地の５
破産者　産興株式会社
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
高知県須崎市吾井郷乙2211番地
破産者　株式会社岩崎組
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第２５８号
長野県上田市岡595番地１
破産者　株式会社マルコエレクトロニクス
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０９９３号
東京都港区麻布十番２丁目19番10　ＪＹ麻布ビル601号
破産者　有限会社エイチ・シー・ピー
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６９８号
愛知県愛西市二子町上丸島113番地の１
破産者　株式会社黒田ゴム工業所
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部